

○厚生労働省告示第百五十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十三号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十四号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十五号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成十八年厚生労働省告示第百三十九号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十七日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

六級地		埼玉県	川越市、川口市、行田市、所沢市、飯能市、加須市、東松山市、狭山市、羽生市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、新座市、富士見市、三郷市、ふじみ野市、三芳町
千葉県	木更津市、茂原市、佐倉市、柏市、市原市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、君津市、白井市、長柄町、長南町	東京都	奥多摩町
神奈川県	平塚市、逗子市、秦野市、伊勢原市、葉山町、寒川町、山北町、清川村	山梨県	甲府市
静岡県	静岡市、沼津市、御殿場市	愛知県	瀬戸市、碧南市、西尾市、大府市、知多市、尾張旭市、長久手市
三重県	津市、四日市市	滋賀県	守山市、栗東市、野洲市
京都府	宇治市、亀岡市、城陽市、八幡市、京田辺市、南丹市、久御山町、宇治田原町	大阪府	岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、松原市、和泉市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、豊能町、忠岡町、千早赤阪村
兵庫県	伊丹市、川西市、三田市、猪名川町	奈良県	大和高田市、橿原市、御所市
北海道	札幌市	宮城県	名取市、多賀城市、村田町、七ヶ浜町、利府町
茨城県	結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、稲敷市、桜川市、つくばみらい市、河内町、八千代町、五霞町、境町、利根町	栃木県	栃木市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、さくら市、下野市、壬生町、野木町
群馬県	前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、渋川市、みどり市、榛東村、玉村町、千代田町、大泉町	埼玉県	熊谷市、春日部市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、桶川市、久喜市、八潮市、蓮田市、坂戸市、幸手市、日高市、吉川市、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、宮代町、杉戸町、白岡町、松伏町
千葉県	野田市、東金市、流山市、八街市、富里市、山武市、酒々井町、栄町、大網白里町	東京都	東大和市、武蔵村山市、瑞穂町
神奈川県	小田原市、三浦市、二宮町、中井町、大井町、箱根町		

その他	富山県	富山市、南砺市
	石川県	金沢市
	福井県	福井市
	長野県	長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、大町市、下諏訪町、筑北村
	岐阜県	岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、関市、羽島市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、瑞穂市、海津市、岐南町、笠松町、坂祝町
	静岡県	浜松市、三島市、富士宮市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、裾野市、湖西市、函南町、清水町、長泉町、小山町、川根本町、森町
	愛知県	豊橋市、岡崎市、一宮市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、安城市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、知立市、高浜市、岩倉市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、幸田町
	三重県	桑名市、名張市、亀山市、いなべ市、伊賀市、木曽岬町、東員町、朝日町、川越町
	滋賀県	彦根市、長浜市、甲賀市、高島市、米原市、多賀町
	京都府	向日市、長岡京市、木津川市、井手町、笠置町、精華町、南山城村
	大阪府	柏原市、泉南市、四條畷市、交野市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河内町
	兵庫県	姫路市、明石市、加古川市、三木市、高砂市、小野市、加西市、加東市、稲美町、播磨町
	奈良県	桜井市、五條市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、田原本町、曽爾村、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町
	和歌山県	和歌山市、橋本市、紀の川市、岩出市、かつらぎ町
	岡山県	岡山市
	広島県	呉市、廿日市市、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町
	山口県	岩国市、周南市
	香川県	高松市
	福岡県	北九州市、飯塚市、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、福津市、糸島市、那珂川町、宇美町、志免町、須恵町、久山町、粕屋町
	佐賀県	佐賀市
	長崎県	長崎市
全ての都道府県	一級地から六級地まで以外の地域	

備考 この表の下欄に掲げる地域は、平成二十四年四月一日において当該地域に係る名称によつて示された区域をいい、その後における当該名称又は当該区域の変更によつて影響されるものでない。
第三号中「第10」を「第9」に改める。